

千葉県社会福祉基金運営委員会要綱

(設置)

第1条 千葉県社会福祉基金条例（昭和53年千葉県条例第26号）に基づき設置された千葉県社会福祉基金（以下「基金」という。）を有効適切に活用するため、千葉県社会福祉基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 運営委員会は、基金の有効適切な運営について協議する。

(組織)

第3条 運営委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、保健福祉局長の職にある者を、副委員長は、保健福祉局健康福祉部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 財政部長

(2) 高齢障害部長

(3) こども未来部長

(4) 幼児保育・保育部長

4 委員長は、会務を総理し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 委員会の庶務は、保健福祉局健康福祉部地域福祉課において処理する。

(会議)

第4条 運営委員会は、委員長が必要と認めるときに招集する。

2 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 2 月 2 2 日から施行する。